

「(仮称)周南市長穂太陽光発電事業計画段階環境配慮書」に対する
環境大臣意見

本事業は、パシフィコ・エナジー徳山合同会社が、山口県周南市において、最大で出力77,000kWの太陽電池発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月22日閣議決定)では、「2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについて、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」こととしている。最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

本事業は、現在ゴルフ場として利用されている土地を中心に、事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)を設定しており、太陽電池発電設備及び附属設備(以下「太陽電池発電設備等」という。)の設置に当たっては、ゴルフ場内のエリアを最大限活用しつつ、検討することが予定されている。また、既に開発済みの土地に太陽電池発電設備等を設置することから、本事業における太陽電池発電設備等の規模・配置及び環境の影響の程度によっては、「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(令和3年6月環境省・経済産業省)の考え方を参考に、必要に応じて環境影響評価の項目として選定しないことが可能である。

さらに、本事業の想定区域内には、複数の住居等が存在しているほか、本事業の実施に当たっては、ゴルフ場周縁の樹木について残存させる計画となっている。

加えて、大規模な太陽電池発電設備等の設置が計画されていることから、太陽電池発電設備等の処分等に当たっては、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、可能な限りリサイクルするなど適正な処理を行うことが必要である。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書へ適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業の特性等を踏まえた環境影響評価の項目の選定

本事業は開発済みの土地に太陽電池発電設備等を設置することから、「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」の考え方を参考にしつつ、事業特性及び地域特性に応じて環境影響評価の項目を選定すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 反射光に係る影響

想定区域内には、複数の住居等が存在しており、太陽電池からの反射光による生活環境への影響が懸念される。このため、太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、太陽電池発電設備の周囲に樹木を残置すること等により、反射光による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 廃棄物について

本事業は、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成30年12月環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。